

所得金額の求め方

保護者等全員の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費を差し引いた金額）が表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

給与所得者 5人家族（父・母・兄・本人・祖母）の例

本人の保護者等→親権者（両親）2名			家計急変後の 収入見込額	扶養人数
父	会社員	給与収入	5,630千円	3人
母	パート従業員	給与収入	950千円	0人
兄	私立大学	自宅外通学	0円	0人
本人	県立高等学校	自宅通学	0円	0人
祖母	無職	年金収入	520千円	0人

※ 父は会社員、母はパート。母、本人、祖母の3人を父が扶養している事例。

1 対象となる高校生等の保護者等（両親2名分）の所得金額を確認します。

※ 兄、本人、祖母の家計急変状況報告書の提出は不要

(1) 父の場合

ア 表1（給与所得の計算式）から

$$5,630 \text{ 千円 (収入)} \times 0.7 - 2,226 \text{ 千円} = \underline{1,715 \text{ 千円 (所得)}}$$

※ 「その他の所得」（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算します。

イ 表2（所得基準額表）により、扶養人数は3人であり基準額（1,720千円）以下となります。

(2) 母の場合

ア 表1（給与所得の計算式）から

$$950 \text{ 千円 (収入)} \cdots \text{所得金額は} \underline{0 \text{ 円}}$$

イ 表2（所得基準額表）により、扶養人数は0人であり基準額（350千円）以下となります。

(3) 父、母ともに基準額以下であるため、申請可能となります。

【参考】（令和２年度）

給与所得者以外（自営業・農業等） **３人家族（父・姉・本人）の例**

本人の保護者等→父１名			家計急変後の 収入見込額	扶養人数
父	自営業者	営業所得	3,000千円	2人
姉	専門学校	自宅外通学	0千円	0人
本人	私立高等学校	自宅通学	0千円	0人

※ 父は自営業。父が２子を扶養している事例。

1 対象となる高校生等の保護者等の所得金額を確認します。

※ 姉、本人の家計急変状況報告書の提出は不要

(1) 父は給与所得者ではないため、**表１**（給与所得の計算式）は使いません。

別途、保護者等から提出される「家計急変後の収入を証明する書類」により、必要経費（想定）を差し引いて所得金額を推計します。

$$3,000\text{千円（収入）} - 1,650\text{千円（必要経費）} = \underline{1,350\text{千円（所得）}}$$

(2) **表２**（所得基準額表）により、扶養人数は２人であり基準額（1,370千円）以下となります。

(3) 父が基準額以下であるため、申請可能となります。

表１ 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……………	所得金額＝0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……	収入金額×0.8－2,626千円＝所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……	収入金額×0.7－2,226千円＝所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……………	収入金額－4,860千円＝所得金額

表２ 所得基準額表（控除対象配偶者ないし扶養親族の人数別所得基準額）

控除対象配偶者ないし 扶養親族の人数	基準となる総所得 金額等	控除対象配偶者ないし 扶養親族の人数	基準となる総所得 金額等
0人	350,000円	4人	2,070,000円
1人	1,020,000円	5人	2,420,000円
2人	1,370,000円	6人	2,770,000円
3人	1,720,000円		

※ 控除対象配偶者ないし扶養親族の人数が７人を超える場合は、１人増すごとに350,000円を控除対象配偶者ないし扶養親族の人数６人の場合の所得基準額に加算する。